

女性の健康週間実施要綱（案）

1. 名 称

女性の健康週間

2. 趣 旨

本年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされた。

これを踏まえ、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」を創設し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することとする。

3. 期 間

毎年3月1日から8日まで

ただし、地域の実情による期間延長等の変更は差し支えない。

4. 主 唱

厚生労働省、（社）日本産婦人科医会、（社）日本産科婦人科学会

5. 協 力（P）

（1）関係府省等

内閣府、地方公共団体

（2）関係団体

（社）日本医師会

（社）日本歯科医師会

（社）日本薬剤師会

- (社) 日本看護協会
- (社) 日本栄養士会
- (財) 日本食生活協会
- (社) 全国結核予防婦人団体連絡協議会
- (NPO) メノポーズを考える会

6. 実施の方法

(1) 厚生労働省

- ア 関係行政機関、関係団体との緊密な連携の下に、女性の健康週間の全国的な推進を図る。
- イ 報道機関等の協力を得て、女性の健康週間の広報・宣伝及び女性の健康づくりのための知識の普及を図る。

(2) 関係省庁等及び関係団体

女性の健康週間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして地域の実情に応じて、創意工夫をこらした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活動等を行う。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、インターネット、行政の広報紙、関係機関紙、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施
- イ 講演会、映画会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催による女性の健康づくりに関する正しい知識の普及
- ウ 管内市町村及び関係団体に対する周知

7. 実施に当たっての留意事項

- (1) 他の関係団体等と相互に緊密な連携を図り、女性の健康づくりの意識向上に資する運動を展開すること。
- (2) 地域の実情に応じて、重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、運動の効果的な推進を図ること。